

## ○茅野市民館管理規則

平成17年2月28日

規則第2号

改正 平成17年9月28日規則第15号  
平成18年9月8日規則第30号  
平成25年3月28日規則第10号  
平成27年12月28日規則第31号  
令和元年12月26日規則第9号  
令和4年3月29日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、茅野市民館条例（平成16年茅野市条例第23号。以下「条例」という。）第24条の規定に基づき、茅野市民館（以下「市民館」という。）の管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の申込み)

第2条 条例第8条第1項及び第2項の規定による許可を受けようとする者は、茅野市民館利用許可申請書を指定管理者（条例第4条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 前項の茅野市民館利用許可申請書の受付は、別表第1に掲げる日から行うものとする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用許可書の交付)

第3条 指定管理者は、条例第8条第1項及び第2項に規定する許可をしたときは、茅野市民館利用許可書（以下「許可書」という。）を交付するものとする。

(利用の変更又は取消し)

第4条 条例第8条第1項及び第2項の規定による許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、利用の変更又は利用の取消しをしようとするときは、茅野市民館利用許可変更・取消申請書に許可書を添えて、指定管理者に提出し、承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の承認をしたときは、茅野市民館利用許可変更・取消承認書を交付するものとする。

(利用許可の取消し等に係る通知書)

第5条 条例第10条の規定により、利用を停止し、許可を取り消し、又は許可の条件を変更したときは、利用者に茅野市民館利用許可変更・停止・取消通知書により通知するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、口頭により通知することができる。

(利用時間の延長等)

第6条 利用者は、条例別表第2に規定する利用時間帯を超えて又は繰上げて施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を利用する必要があるときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

(附属設備等の利用料金の額)

第7条 条例別表第2に規定する市長が別に定める利用料金の額は、別表第2のとおりとする。

(利用料金の減免)

第8条 条例第13条ただし書の規定による利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ茅野市民館利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の承認をしたときは、茅野市民館利用料金減免承認書を交付するものとする。

(利用料金の還付)

第9条 条例第14条ただし書の規定による利用料金の還付の額は、既に納付した利用料金の額に、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

(1) 利用者の責めによらない事由により利用することができなくなったとき。 100分の100

(2) 利用者が利用許可の取消しを申し出たとき。 別表第3に定める率

(3) 前2号に定めるもののほか、特別の事由があると認めるとき。 指定管理者がその都度定める率

2 利用料金の還付を受けようとする者は、茅野市民館利用料金還付申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(遵守事項)

第10条 利用者その他市民館を利用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 市民館の施設等を損傷し、汚損し、又は滅失しないこと。

(2) 利用許可を受けた施設等以外のものを利用しないこと。

(3) 附属設備及び備品を市民館の外に持ち出さないこと。

(4) 利用する施設の収容定員を超えて入場させないこと。

(5) 所定の場所以外において飲食又は喫煙をしないこと。

(6) 所定の場所以外において火気を使用しないこと。

(7) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(8) 市民館に爆発物、鉄砲刀剣類等の危険物を持ち込まないこと。

(9) 許可を得ないで茅野市美術館（以下「美術館」という。）の展示品等に手を触れ、撮影し、模写等をしないこと。

(10) 前各号に定めるもののほか、市民館の管理上必要な指示に従うこと。

(指定管理者の立入り)

第11条 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、利用中の施設内に立入り、利用者に対して必要な指示を行うことができる。

(搬入品の管理)

第12条 利用者は、持ち込んだ器具又は展示品等の管理を自己の責任において行い、市及び指定管理者は、その責めを負わない。

(寄贈等の手続)

第13条 美術館に美術作品を寄贈し、又は寄託しようとする者（以下「寄贈者等」という。）は、美術館資料寄贈等申込書（別記様式）を市長に提出し、承認を受けるものとする。

2 市長は、前項の承認について美術品寄附等検討委員会の意見を聴かなければならない。

(寄贈の費用)

第14条 寄贈に要する費用は、寄贈者等の負担とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(寄託資料の取扱い)

第15条 寄託資料が天災その他避けることができない理由により受けた損失に対し、市及び指定管理者は、その責めを負わない。

(図書室の管理)

第16条 茅野市民館図書室（以下「図書室」という。）における図書室資料の閲覧及び貸出については、茅野市図書館管理規則（昭和55年茅野市教育委員会規則第3号）第11条から第19条までの規定を適用するものとする。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、市民館の管理等に関し必要な事項は、指定管理者が市長の承認を得て別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(茅野市民会館管理規則の廃止)

2 茅野市民会館管理規則（昭和42年茅野市規則第8号）は、廃止する。

附 則（平成17年9月28日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年9月8日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月28日規則第10号）

この規則は、平成25年4月1日から施行し、平成26年6月1日以降の利用に係る申込みから適用する。

附 則（平成27年12月28日規則第31号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月26日規則第9号）

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の茅野市民館管理規則の規定は、この規則の公布の日（以下「公布日」という。）以後に許可を受けた施行日以後の使用について適用し、公布日前に許可を受けた施行日以後の使用については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月29日規則第6号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区分	受付開始日
大ホール（楽屋を含む。）	利用しようとする日（連続して利用する場合はその初日。以下「利用日」という。）の前13箇月に当たる日の属する月の初日（その日が休館日に当たるときは、その翌日。以下同じ。）
小ホール（楽屋を含む。）	
市民ギャラリー	利用日の前13箇月に当たる日の属する月の初日とする。ただし、

	社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体のうち、茅野市教育委員会に登録された団体は、利用日の前14箇月に当たる日の属する月の15日（その日が休館日に当たるときは、その翌日）とする。
リハーサル室	利用日の前6箇月に当たる日の属する月の初日
市民館広場	
イベントスペース	
練習室	利用日の前3箇月に当たる日の属する月の初日
共通ロビー	利用日の前2箇月に当たる日の属する月の初日
テラス	
その他の公共スペース	

備考

- 1 市が主催し、若しくは共催する事業又は指定管理者が主催する事業については、表中の受付開始日（市民ギャラリーについては本文の受付開始日）の1箇月前を受付開始日とする。
- 2 表中の1の施設を表中の他の施設と併せて利用する場合において、それぞれの受付開始日が異なるときは、それぞれの施設の受付開始日のうち最も早い受付開始日とする。

別表第2（第7条関係）

1 附属設備を利用する場合

	区分	単位	利用料（円）
舞 台 設 備	音響反射板	1式	5,230
	平台	1台	220
	指揮者台	1台	220
	指揮者用譜面台A	1台	220
	指揮者用譜面台B	1台	110
	演奏者用譜面台A	1台	60
	演奏者用譜面台B	1台	40
	譜面灯	1台	60
	演奏者用椅子	1脚	60
	折りたたみ椅子	1脚	30
	屏風	1双	1,560
	演台（花台・脇台付）	1式	630
	演台（花台付）	1式	520
	司会者台	1台	220
	国旗・市旗	1式	110
	吊看板	1枚	110
	ホワイトボード	1台	520
バレエ用シート	1枚	320	

	地がすり	1 枚	1,040
	所作台	1 式	8,380
	松羽目	1 張	3,140
	雪かご	1 台	220
	スモークマシン	1 台	1,040
	ドライアイスマシン	1 台	1,040
	緋毛氈	1 枚	220
	高座用座布団	1 枚	110
	長机	1 台	160
	プログラムスタンド	1 台	110
	紗幕	1 張	830
	振り落とし装置	1 式	520
	仮設花道	1 式	1,040
	仮設ステージ	1 台	520
照 明 設 備	大ホール照明Aセット	1 式	10,480
	大ホール照明Bセット	1 式	20,950
	大ホール照明Cセット	1 式	36,660
	小ホール照明セット	1 式	2,610
	リハーサル室照明セット	1 式	2,090
	調光システム (大ホール)	1 式	1,560
	ボーダーライト (大ホール)	1 列	780
	アッパーホリゾントライト (大ホール)	1 列	1,040
	ローアホリゾントライト (大ホール)	1 列	1,040
	ピンスポットライト (クセノン 2kW)	1 台	3,140
	平凸スポットライト(1kW)	1 台	320
	フレネルスポットライト(1kW)	1 台	320
	フレネルJQライト(1kW)	1 台	320
	スポットライト (1.5kW)	1 台	420
	フレネルフットスポットライト(500W)	1 台	220
	プロファイルスポットライト(750W)	1 台	320
	パーライト	1 台	320
	エフェクトスポットライト(2kW)	1 台	520
	エフェクトスポット用マシン	1 台	320
	オブジェクトレンズ	1 台	220
	ミラーボール	1 台	520
	調光付スポットライト (美術館)	1 台	60
	音 響	大ホール基本セット	1 式
小ホール基本セット		1 式	2,090

設 備	リハーサル室基本セット	1式	1,040
	移動調整卓	1式	1,040
	移動型アナログ卓ワゴン	1式	1,040
	移動型デジタル卓ワゴン	1式	1,040
	移動型簡易操作卓ワゴン	1式	1,040
	CDレコーダー	1台	520
	CDプレーヤー	1台	520
	MDレコーダー	1台	520
	CD/カセットデッキ	1台	520
	デジタルマルチプロセッサ	1台	520
	移動型スピーカーA	1組	1,040
	移動型スピーカーB	1組	520
	移動型スピーカーC	1組	220
	フロアモニタースピーカー	1台	520
	パワードモニタースピーカー	1台	320
	ダイナミックマイクA	1本	220
	ダイナミックマイクB	1本	520
	コンデンサーマイク	1本	520
	三点吊り用マイク	1式	2,090
	ワイヤレスマイク (ハンドタイプ)	1本	520
	ワイヤレスマイク (ピンタイプ)	1本	830
	ファンタム電源ユニット	1台	110
	ダイレクトボックス	1台	110
イヤホンスピーカーシステム (レシーバー)	1台	110	
映 像 設 備	ビデオプロジェクターA	1台	2,090
	ビデオプロジェクターB	1台	520
	ビデオプロジェクターC	1台	520
	映像操作卓	1式	2,090
	書画カメラ	1台	520
	移動型スクリーンA	1式	520
	移動型スクリーンB	1式	320
組立式スクリーン	1式	1,040	
楽 器	グランドピアノ (外国製)	1台	11,510
	グランドピアノ (国産A)	1台	5,230
	グランドピアノ (国産B)	1台	3,140
	アップライトピアノ	1台	1,040
	シンセサイザー	1台	1,560
そ	水差し	1個	110

の 他	表彰盆	1枚	110
	レーザーポインター	1本	110
	手元明かり	1台	60
	キーボードスタンド	1台	220
	キックペダル	1台	220
	展示パネル	1台	110

備考 利用料の額は、利用1回（午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで、午後6時から午後10時まで）についてのものとする。ただし、調光付スポットライト及び展示パネルについては、1日についての額とする。

## 2 冷房又は暖房を利用する場合

区分	単位	利用料（円）
大ホール	1時間につき	4,190
小ホール		2,090
リハーサル室		1,040
練習室		420
楽屋		220

備考 利用時間に1時間に満たない端数がある場合は、切り上げるものとする。

## 3 電気器具の持込みをして電力を利用する場合

区分	利用料（円）
電気器具の定格・消費電力の合計が1キロワットまでごとに	220

備考 利用料の額は、利用1回（午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで、午後6時から午後10時まで）についてのものとする。

## 別表第3（第9条関係）

### 1 大ホール（楽屋を含む。）、小ホール（楽屋を含む。）、市民ギャラリー

利用の取消しを申し出た日	還付の割合
利用日の6箇月前まで	100分の75
利用日の4箇月前まで	100分の50
利用日の2箇月前まで	100分の20

### 2 リハーサル室、市民館広場、イベントスペース

利用の取消しを申し出た日	還付の割合
利用日の3箇月前まで	100分の50
利用日の1箇月前まで	100分の20

備考 別表第3の1の施設と併せてこの表の施設の利用許可を受けた場合において、別表第3の1の施設と併せてこの表の施設の利用の取り消しを申し出たときは、別表第3の1の規定による率とする。

### 3 練習室、共通ロビー、テラス、その他の公共スペース

利用の取消しを申し出た日	還付の割合
利用日の1箇月前まで	100分の50
利用日の7日前まで	100分の20

備考 別表第3の1又は別表第3の2の施設と併せてこの表の施設の利用許可を受けた  
場合において、別表第3の1又は別表第3の2の施設と併せてこの表の施設の利用の  
取り消しを申し出たときは、別表第3の1又は別表第3の2の規定による率とする。

別記様式(第13条関係)

年 月 日

(あて先)茅野市長

住 所

氏 名



美術館資料寄贈等申込書

下記のとおり、茅野市美術館へ美術品資料を寄贈したいので申請します。

種別	作品題名	規格等	備考